

## 木曾三川千本松原を愛する会規約（抜粋）

### 第1条 名称

本会は「木曾三川千本松原を愛する会」と称する任意団体である。

### 第2条 目的

本会は木曾三川流域に親しみを持ち、自然環境保護や貴重な歴史遺産の保存、伝承とその啓発に取り組む事を目的とする。

### 第3条 活動

本会は前項の目的を達成する為に、基本活動として別に定める期日に定例会を開き、千本松原内での美化活動、松の手入れ、樹勢診断、二世松の実生。育苗、雑草処理などの各種活動や打ち合わせ、懇親会を行うほか、各地の名勝松や有名松原・松並木保存管理状況の視察勉強会などを随時に実施する。又、宗教や政治活動は一切行わない。

### 第4条 総会

年度初めの定例会を定時総会とする。又、代表が臨時に招集する場合は、臨時総会とする。会員の1/2以上の出席で総会は成立する。欠席する場合は委任状も出席とみなす。

### 第5条 入会

目的に賛同する個人、又は団体は、別に定める入会申込書を提出すれば誰でも入会できる。

但し入会を認めない場合は、正当な理由付して書面を以つて本人にその旨を通知しなければならない。

### 第6条 退会

会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会できる。

### 第7条 除名

会員が、次の号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名できる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない

- ① この規約に違反した時。
- ②この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時。

### 第8条 会員の資格の喪失

会員が次の号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- ① 退会届を提出した時。
- ② 本人が死亡し、又は団体が消滅した時。
- ③ 継続して2年以上会費を滞納した時。
- ④除名された時。

### 第13条 会費

会員は総会に於いて別に定める年会費を払わなければならない。

#### 会規約付則

会規約の補足事項として下記定める。

#### 1、定例会（第 3条）

定時定例会 ・ ・ 毎月第3金曜日 10:00～12:00 作業 13:00～ 15:00 会議

#### 2、会費(第13条)

本年度は年会費1、000円とする。